

○渡島廃棄物処理広域連合職員定数条例

(平成12年10月24日条例第8号)

改正 (平成14年12月1日条例第3号)

(定義)

第1条 この条例で「職員」とは、広域連合長の事務局に常時勤務する一般職に属する職員（臨時的任用職員を除く。）をいう。

(定数)

第2条 職員の定数は14名とする。

(定数外の職員)

第3条 休職者は定数外とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月1日条例第3号）

この条例は、平成14年12月1日から施行する。